

農業委員会定例会 6 月

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 2 0 日 午後 1 時 3 0 分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3 階 大会議室
3. 欠席委員 職務代理、1 番委員、3 番委員、6 番委員、8 番委員、1 1 番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 3 号 非農地証明願承認について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

(2) 協議事項

「令和 7 年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」のための意見について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	会長あいさつ 今日は案件も少し少ないですが、ただいまから、早速でございますが、始めさせていただきます。本日の議事録署名人ですが、5番委員、7番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 畑 288 m² [redacted] 畑 217 m² [redacted] 畑 532 m² [redacted] 畑 279 m² [redacted] 畑 150 m² [redacted] 畑 562 m² [redacted] 畑 609 m² [redacted] 畑 152 m² [redacted] 畑 912 m² の計9筆3,701 m²について、 [redacted]の[redacted]が譲り受け、申請地では[redacted]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	[redacted]が[redacted]にあたって、畑も一緒について、引き取って欲しいということでございました。 特に問題はないと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の[]畑 386 m² について[]の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	土地の所有者の[]が[]の[]になるんですけれども、[]がもうこちらにもいらっしゃらないしもう農地も手放したいということで代替わりも兼ねて、[]さんが引き継ぐというような内容でございます。特に問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番から5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[]の[]所有の[]畑 298 m² 4番は、[]の[]所有の[]畑 443 m² 5番は、[]の[]所有の

	■■■■■ 畑 1,197 m² について ■■■■■ の ■■■■■ が3番と4番は譲り受け、5番は賃借権を設定し、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さんが欠席ですが、事務局何かありますか。
事務局	農免沿いの農地でありまして、問題はないと聞いております。 申請者が■■■■■ですが、■■■■■する形で申請が出ております。県にも確認して、その方法で問題ないと伺っております。実情としては、■■■■■が耕作する形になると思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の6番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 畑 234 m² について ■■■■■ の ■■■■■ が譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席ですが、事務局何か聞いていますか。
事務局	■■■■■ は ■■■■■ をして、図面を見てもらったら、■■■■■ ■■■■■ をやっています。既に畑として利用しているようなので、問題な

	いと聞いています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号は、[]の[]所有の[]田 193 m² について[]の[]が、[]と併せて、[]として利用するための転用申請となっております。 []は、[]を考え、[]。本申請地で[]の建設を計画しました。既に[]を造成しておりますので、無断転用であり、始末書の提出も受けています。 転用に係る造成については、花崗土を0.1mの盛土を行います。また、雨水については、国道側側溝及び西側水路に直接放流し、汚水については合併浄化槽を設置し、西側水路へ排水します。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席ですが、事務局何か聞いていますか。
事務局	裏側の農地の利用をきちんとしてくださいとのことで、他は特に問題ないと聞いています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 畑 806 m² [redacted] 畑 1,513 m² の計2筆2,319 m²について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	図面をご覧くださいてもわかるように山の一部になっております。非農地になるのも致し方ないなと思います。よろしくお願いします。
議長	これは太陽光か何かになるんですか。
事務局	利用用途は何ってませんが、昔は農道があったようですが、現在は、[redacted] [redacted]とたどり着けないので、利活用は難しそうです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（（非農地証明願承認）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 宅地（現況：畑） 274.86 m²

	宅地（現況：畑） 302.91 m² 宅地（現況：畑） 416.67 m² 宅地（現況：畑） 371.35 m² の計4筆1,365.79 m²について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。登記地目は宅地であり、元々畑をしていたため現況は畑になっていますが、耕作放棄となり畑としての現況がなくなっているため、非農地証明できるものと判断しています。 過去からの流れでこう言った土地（登記が宅地で現況が畑）が今も残っているんですが、県に対応を聞いたら、非農地証明か非農地判断で行くようにと聞きました。
議長	今事務局言ったように、場所的なことからいったら、なかなか難しいなという判断のことだったと思いますので、そういうことでご理解願いたいと思います。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、 在住の 所有の 田 402 m²について の が、新たに借り受けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、欠席ですが、事務局何かありますか。
事務局	現場を見に行きましたが、場所は あたりとなっています

	す。既に■■■■綺麗にしているので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番から4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■■■■在住の■■■■所有の ■■■■畑 627 m ² 3番は、■■■■在住の■■■■所有の ■■■■畑 476 m ² ■■■■畑 349 m ² の計2筆 825 m ² 4番は、■■■■在住の■■■■所有の ■■■■畑 765 m ² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は2番と4番は6年間、3番は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。 2番は地元委員さん欠席ですが、事務局何か聞いていますか。
事務局	2番は、■■■■の横で既に■■■■も植えていて綺麗にしているので問題ないと聞いています。

2 番委員	(3 番と 4 番は) 私の家の近くですが、元々[]が植えていたんですが、体調を崩して[]にお願いした形と聞いています。[]で、もう長いこと[]がしていると思うので問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
地元委員	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 今日は、職務代理が欠席でございますので私の方から話させていただきますが、短時間でのご協力をありがとうございます。今後ともよろしく願いいいたします。
	閉 会 午後 2 時 0 0 分
	議 長 会長
	議事録署名人 5 番
	議事録署名人 7 番